

えひめ 土地改良だより

2025.10
Vol.536



みどり
水土里ネット 愛媛
(愛媛県土地改良事業団体連合会)



稲刈り後の棚田（大洲市稲積）

CONTENTS

予算情報

国の令和8年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要……………1

トピックス

中国四国土地改良事業団体連合会協議会要望活動……………3
国営事業3地区の合同陳情……………4
面河ダム公園の清掃
面河の水に感謝しながらボランティア清掃を実施……………6

取組事業の紹介

災害に強い小規模園地整備……………7

事業制度の紹介

ため池管理保全法について……………8

地方の声

多面的機能支払交付金 活動事例紹介
～地域とともに、ひまわりの植栽活動～……………10

水土里ネット情報

令和7年度県土連理事会開催……………11
令和7年度中国四国ブロック換地関係
異議紛争処理実務研修会の開催……………11

お知らせ

「多面的機能支払中国四国シンポジウム in えひめ」
開催のご案内……………12
第33回えひめ農業農村整備事業写真コンテスト……………13
農家負担金軽減支援対策事業のご案内
～令和7年度に拡充措置が講じられました～……………14

国の令和 8 年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

農林水産省は、令和 7 年 8 月 29 日に令和 8 年度予算の概算要求を公表した。

今回の概算要求では、新たな食料・農業・農村基本計画や現下の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するため、総額 2 兆 6,588 億円（前年度比 117%）が計上されている。

そのうち、農業農村整備事業関係予算は、農業農村整備事業 3,941 億円、農山漁村地域整備交付金 678 億円、農業農村整備関連事業（非公共）662 億円の 5,281 億円（前年度比 118%）となっている。

この他、関連する予算として、多面的機能支払交付金 500 億円、中山間地域等直接支払交付金 285 億円などが計上されている。

令和 8 年度 農業農村整備事業関係予算概算要求の概要（国費）

（単位：億円）

事 項	R 7 年度当初予算額	R 8 年度概算要求額	対前年度比
農業農村整備事業（公共）	3,331	3,941	118%
国営かんがい排水 ※注 2	1,024	1,215	119%
国営農地再編整備	390	465	119%
国営総合農地防災	260	308	119%
直轄地すべり	7	5	69%
水資源開発	85	101	119%
農業競争力強化基盤整備 ※注 2	680	812	119%
農村地域防災減災	381	451	118%
中山間地域農業農村総合整備	40	47	118%
農村整備	65	77	118%
土地改良施設管理	261	305	117%
その他 ※注 3	139	156	112%
農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）	584	678	116%
【公共 計】	3,915	4,619	118%
農業農村整備関連事業（非公共）	548	662	121%
農地耕作条件改善事業	198	212	107%
大区画化等加速化支援事業		31	皆増
農業水路等長寿命化・防災減災事業	282	338	120%
畑作等促進整備事業	22	26	118%
農業生産基盤情報通信環境整備事業		8	皆増
農山漁村振興交付金 ※注 4	46	47	102%
【公共・非公共 合計】	4,464	5,281	118%

（注）1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）、農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

3 その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。

4 農山漁村振興交付金は最適土地利用対策、農山漁村発イノベーション対策である。

5 農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討するとして今回要求額には含まれていない。

《その他非公共预算》

(単位：億円)

事 項	R 7 年度当初予算額	R 8 年度概算要求額	対前年度比
多面的機能支払交付金	500	500	100%
中山間地域等直接支払交付金	285	285	100%
【その他非公共 計】	785	785	100%

※計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

〈令和 8 年度 農業農村整備事業関係の新規・拡充要求事項（抜粋）〉

事 業 名	拡 充 要 求 の 内 容
国営農用地再編整備事業	基盤整備と営農技術の組み合わせによる米生産の低コスト化実証事業を創設。
農業競争力強化農地整備事業	農地の大区画化等の基盤整備を加速化するため、一定以上の大区画化等を実施する場合に交付する農業構造転換集中対策費を創設。
農地中間管理機構関連農地整備事業	米の生産コストに係る収益性要件を見直すとともに、大区画化を推進するため、米の生産コストに係る収益性要件の選択肢に「地区全体の面積の1/2以上が1 ha 以上の区画となること」を追加。
大区画化等加速化支援事業	都道府県単位の協議会を経由した、法人等の農業者が自ら施工することによる大区画化を定額支援する新事業を創設。
国営かんがい排水事業	施設の耐震化において一体不可分な更新整備を事業対象に追加。
水利施設整備事業	実施計画策定事業の採択期間を延長するとともに、「高リスクパイプライン緊急調査事業」を創設。
国営総合農地防災事業	国営事業実施中の地区内に存在する防災重点農業用ため池の整備を行う「防災重点農業用ため池緊急整備加速化対策」を創設。
農村地域防災減災事業	実施計画策定等の定額助成及び国土強靱化対策として行うため池整備の受益面積要件を撤廃する措置を延長。
中山間地域農業農村総合整備事業	- 農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた「農業構造転換集中対策費」を創設。 - 実施計画策定事業の期間を現行1年以内から2年以内に延長。
農業生産基盤情報通信環境整備事業	スマート農業技術の現場実装を加速化するため新事業を創設。

中国四国土地改良事業団体連合会協議会要望活動

去る7月28日29日の両日、中国四国土地改良事業団体連合会協議会の高垣廣徳会長（広島県土地改良事業団体連合会長）をはじめ中国四国各土連の会長、幹部が令和8年度農業農村整備事業の予算編成と事業制度等に関する要望・提案活動を行った。加藤勝信財務大臣をはじめ、農林水産省、総務省、自由民主党、各県選出の国会議員に対し、計画的かつ着実に事業推進を図るため令和8年度の予算編成にあたり、以下の5項目について強く要望した。

【提案・要望事項】

- 1 食料・農業・農村基本計画の目標を現実にするための農業農村整備関連施策の強化と予算の確保
- 2 農業者の減少下においてコストの徹底的な低減を図るためのほ場整備事業の予算の確保
- 3 頻発化・激甚化する災害への対策に向けた緊急自然災害防止対策事業等の延長
- 4 水利施設管理者等の減少で役割が増してきている土地改良区の運営基盤の強化
- 5 農業生産と不可分の維持活動を支える多面的機能支払交付金制度の予算確保と不断の見直し



加藤勝信 財務大臣



古川直季 総務大臣政務官



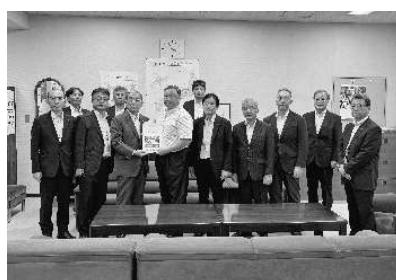
森山 裕 自由民主党幹事長



進藤金日子 参議院議員



渡邊 毅 農林水産事務次官



松本 平 農村振興局長



青山健治 農村振興局次長

国営事業3地区の合同陳情

国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」、国営施設機能保全事業「南予用水地区」及び国営かんがい排水事業「道前道後用水地区」の事業推進について3地区の地元推進団体が、合同で国（中国四国農政局、農林水産省、財務省）及び県選出国會議員等への提案活動を行いました。

〈令和7年6月17日(火)中国四国農政局〉

主な提案者

道前平野地区	高橋敏明（西条市長）
南予用水地区	河野敬彦（南予用水土地改良区連合事務局長）
道前道後用水地区	高橋敏明（西条市長）
	越智龍太（道前道後土地改良区連合事務局長）
県土連	小崎勝次（専務理事）
愛媛県（随行）	大原増樹（農業振興局農地整備課技幹）

主な提案先

中国四国農政局	仙台光仁（局長）、古賀 徹（次長）、 山田美紀（農村振興部長）、佐々木一郎（地方参事官）、 青木公平（設計課長）、三田村直樹（水利整備課長）、 楠瀬正敏（農地整備課長） ほか
---------	--

仙台農政局長からは、「3地区については、特に重要であると認識しており、事業推進に注力するとともに、計画的かつ安定的な実施に必要な予算を本省へしっかりと要望していく。」との回答を頂きました。



6月17日 仙台農政局長（左から3人目）、次長、部長、地方参事官、課長へ提案書を説明



6月17日 仙台農政局長（左から2人目）へ3地区の提案書を提出

〈令和7年6月23日(月)、24日(火)農林水産省、財務省、県選出国会議員〉

主な提案者

南予用水地区	大城一郎（八幡浜市長）
道前道後用水地区	加藤 章（東温市長）、明比卓志（西条市副市長）
道前平野地区	明比卓志（西条市副市長）
県土連	小崎勝次（専務理事）
愛媛県（随行）	宮内真司（農業振興局技術監）

主な提案先

農林水産省	笹川博義（農林水産副大臣）、渡邊 毅（農林水産事務次官）、 渡邊洋一（農林水産審議官）、長井俊彦（官房長）、 山口 靖（総括審議官）、前島明成（農村振興局長）、 青山健治（農村振興局次長）、石川英一（農村振興局整備部長）ほか
財務省	宇波弘貴（財務省主計局長）、前田 努（財務省主計局次長）
国会議員	（衆）塩崎彰久、村上誠一郎、石井智恵、長谷川淳二、白石洋一 （参）山本順三、山本博司、ながえ孝子、進藤金日子、宮崎雅夫

笹川農林水産副大臣からは、「ため池やダムの災害対策などしっかりと対応していきたい。国営道前平野地区では農林水産省、厚生労働省が連携して推進している農福連携が一部実施されており、今後も推進してほしい」。渡邊審議官からは、「国営道前平野地区は、経営面積100haを目指す若手農家が出てくるなど典型的な優良事例であり、ぜひ事業を進めてほしい。」、前田財務省主計局次長からは「かんきつは海外でも引き合いがあり、需要が大きいと思うので事業を推進してほしい。」、塩崎衆議院議員からは、「圃場整備・農業水利施設にきちんと投資することは地方のみならず都会のためになるので応援したい。」、石井衆議院議員からは「国民民主党は農業政策にも力を入れている。また、女性の就農にも力を入れたいと考えているので、こちらからも提案をしていきたい。」との回答を頂きました。



6月23日 笹川博義農林水産副大臣（左から3人目）へ提案書を提出



6月24日 塩崎彰久衆議院議員（左から3人目）へ提案書を提出

面河ダム公園の清掃

面河の水に感謝しながらボランティア清掃を実施

去る7月26日(土)、道前道後土地改良区連合(理事長 加藤 章)の主催により、面河ダム公園(上浮穴郡久万高原町笠方)周辺において、ボランティア清掃が行われました。

面河ダムを水源とする道前道後用水は昭和42年の完成以降、50年余りの長きにわたり、かんがい用水、工業用水、発電用水に利用され、道前道後平野の農業振興をはじめ、地域の発展に大きく寄与しています。

この清掃活動は、面河の水の恩恵を受けている利水者として、先人の偉業である面河ダムと、その水源地域である笠方地域の方々へ感謝の気持ちを込め、面河ダム公園周辺を美しく保つことを目的に、平成15年度から毎年実施しています。

当日は、ときおり雨が降る曇り空でしたが、道前及び道後平野土地改良区、国、県、久万高原町他関係市町、愛媛県土地改良事業団体連合会、愛媛県建設業協会、中国四国土地改良測量設計技術協会愛媛県協議会、NPO、地元住民の方々など208名が参加しました。参加者は、約1時間にわたり精力的に草刈りやゴミ拾いを行い、公園周辺は見違えるようにきれいになりました。

同連合では、引き続きこの活動を実施することとしています。

来年度、皆様も是非ご一緒に久万高原の風を感じながら心地よい汗をかいてみませんか。ご参加を心よりお待ちしております。



参加者集合写真



作業状況

災害に強い小規模園地整備

南予地方局農村整備課

1. はじめに

本県の農地は、急峻な傾斜地が多いため、土砂災害のリスクが高く、平成30年7月豪雨では、急傾斜地を中心に多くの農家が被害を受けました。また従来の農地整備（樹園地の再編復旧）では、造成費が高額で工期が長く、樹木の伐採による未収益期間の発生など課題がありました。

こうした課題を解決するため、傾斜園地の防災力強化に向けた新たな整備手法の確立を目指し、安価で即効性のある整備手法の検討（経費の抑制、工期の短縮、生産の維持）を宇和島市吉田町の白浦地区で行いました。

2. 整備する施設とその役割と構造

この整備では、次の施設を配置することにより、防災面と営農面で効果を発揮します。

【水食防止工（作業道兼用）】幅1.0m程度

樹木伐採を最小限に抑えるよう等高線状に配置し、農作業運搬車の通行や、流水による浸食等を考慮し、路面をソイルセメント（セメント混合土）等で補強します。

防災面：豪雨時に流れる水を早期に捕捉し、土砂の流出を抑えます。

営農面：運搬車の通行を可能にし、作業時の足場が整います。

【水路兼用道路】幅2.0～3.0m

防災面：水食防止工で捕捉した水を園地外へと適切に排水します。

営農面：軽トラックなどの進入が容易になり、運搬がスムーズになります。



R6.9.5 上空から工事完成撮影



水食防止工 工事状況

3. おわりに

同様なモデル工事を松山市の興居島地区でも実施しており、降雨時の土砂流出量を20～50%削減でき、収穫時間は80%に短縮、運搬時間は15%に短縮されるなど、非常に大きな防災効果や営農効果が確認されました。さらに、経費の抑制、工期の短縮、生産の維持を実現しました。

災害に強い小規模園地整備を推進することで、農地の防災力を強化し、農家の皆様の安心安全な農業経営を支援していきます。



R6.12.20 収穫作業（水食防止工沿線）

ため池管理保全法について

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（ため池管理保全法）は、農業用ため池を適切に管理し保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、豪雨や地震時の決壊による被害を防止することを目的としています。

この法律では、農業用ため池が適正に管理されるために、ため池の所有者や管理者に下記事項が義務づけられています。

① ため池の届出（変更・廃止・新規）【法律第4条】

対象：個人や民間の団体等で所有されている農業用ため池

内容：届出内容（所有者・管理者、住所地など）の変更やため池の廃止・設置をした場合は、県に届け出を行う必要があります。

② ため池の適正管理の努力義務【法律第5条】

対象：すべての農業用ため池

内容：農業用ため池の所有者または管理者は、ため池の機能が十分発揮されるよう、適切な管理に努める必要があります。

③ 形状変更など行為制限にかかる許可申請【法律第8条】

対象：特定農業用ため池

内容：特定農業用ため池^{※1}に指定されたため池において、堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼす恐れのある行為^{※2}は、県の許可が必要になります。

※1 特定農業用ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるなどの被害を及ぼす恐れがある農業用ため池で、県知事が指定しています。

〈特定農業用ため池の指定基準〉

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000㎡以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000㎡以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市町が必要と認めるもの。

注）「防災重点ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが、法律による「特定農業用ため池」に指定されます。

※2 土地改良法に基づく土地改良事業、決壊を防止するために行う防災工事、非常災害のために必要な応急措置等は許可が必要な行為に該当しません。

④ 防災工事の届出【法律第9条】

対象：特定農業用ため池

内容：所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに県に計画を届け出る必要があります。

農業用ため池の所有者・管理者の皆さまへ

農業用ため池の届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

- ✓所有者・管理者の交代や住所地の変更など、届け出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

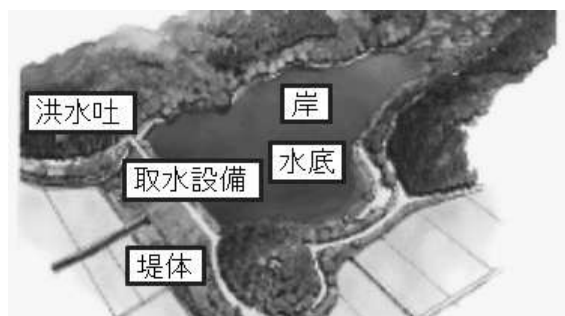
特定農業用ため池の所有者・管理者の皆さまへ

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼす恐れがある農業用ため池を、県が「特定農業用ため池」に指定しています。

特定農業用ため池の堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要です。

- ✓特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼす恐れのある行為は、県の許可が必要になります。
- ✓土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

「行為制限範囲のイメージ図」



※水底及び岸は、貯水面と接する堤体天端高さ以下の斜面（垂直面を含む）

制度の詳細は、県地方局（支局）又は市町にお問い合わせください。

（問い合わせ先）

東予地方局	農村整備課	☎ 0898-68-7321
今治支局	農村整備課	☎ 0898-31-2151
中予地方局	農村整備第一課	☎ 089-909-8764
八幡浜支局	農村整備第一課	☎ 0894-22-5404
南予地方局	農村整備課	☎ 0895-22-2341



多面的機能支払交付金 活動事例紹介

～地域とともに、ひまわりの植栽活動～



1. 組織の概要

下吾川第1区地域保全協議会は、伊予市の市街地近郊で活動する組織です。この活動組織は、平成21年度から交付金活動を開始しており、今年で17年目となります。現在活動を行う対象農用地は、約15.4ha（田約14.0ha、畑約1.4ha）で、農地維持、資源向上（共同・長寿命化）のすべてに取り組んでいます。

2. ひまわりを通じた地域交流

同地域では、非農業世帯の転入者増加等により、農業者と非農業者の混在化が進んでいます。そのような中、地域内の交流を図るため、毎年、ひまわりの植栽活動を実施しています。

6月下旬、地域の子どもたちやその保護者、高齢者等約100名が参加し、今年も苗の植付け作業を行いました。当日は、町内放送とともに、地域の人たちが次々に集まってきて、この活動が地域で定着していることを感じました。参加者は、「毎年来ています」「今年、初めて参加しました」と様々でしたが、活動組織の皆さんの指導を受けながら、手際よく作業をし、今後のひまわりの成長をととても楽しみにされていました。

準備をされた役員の皆さんも「今年も、多くの子どもたちが参加してくれ、楽しそうな姿が見られてよかった。よい体験になったのではないかと顔をほころばせていました。

さらに、この地域では、毎年、ひまわりの咲く時期に併せて地区の夏まつり「七夕ちょうちんまつり」（約700名参加）を開催しているとのこと、お祭りを通じてさらなる交流を図っているそうです。

3. 地域とともに

同地域では、ひまわりを通じた交流活動の他、年2回の水路・農道の清掃等農業施設の保全管理活動についても、非農業者の協力を得て一緒に行っています。

組織代表は「今後も、これらの活動を通じて、地域住民の農業や環境保全活動の重要性についての理解が深まり、地域みんなで農業資源を守っていくことができれば」とお話しされていました。



令和7年度県土連理事会開催

9月24日(水)、県土連ビル会議室において令和7年度第2回理事会を開催しました。

大城会長による開会挨拶のあと、議事に入り「令和6年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録について」が原案どおり可決承認されました。



令和7年度中国四国ブロック換地関係 異議紛争処理実務研修会の開催

去る9月25日から26日の2日間、ホテルアイスル松山（松山市）において、令和7年度中国四国ブロック換地関係異議紛争処理実務研修会が開催された。

この研修会は、県や県土連の職員を対象に、土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図ることを目的に開催されたもので関係者48名が参加した。全土連の小笠原中央換地センター長の挨拶で開会し、「換地を巡る情勢について」の講演の後、本年の当番県として当会の長岡課長が座長になり、換地関係異議紛争処理事例の発表及び検討が行われた。

今後の換地業務における異議紛争等の解決を促進する有意義な研修になった。

研修内容

〈第一日目〉

主催者挨拶

全国土地改良事業団体連合会 中央換地センター 所長 小笠原善友

農林水産省挨拶

農林水産省農村振興局 土地改良企画課 調査係長 藤田 聡

中国四国農政局挨拶

中国四国農政局農村振興部 土地改良管理課 課長 川嶋 等

来賓挨拶

愛媛県農林水産部農業振興局 農地整備課 課長 白坂浩二

愛媛県土地改良事業団体連合会 専務理事 小崎勝次

換地を巡る情勢について

農林水産省農村振興局 土地改良企画課 調査係長 藤田 聡

換地関係異議紛争処理事例発表 (1)

「分筆登記が困難な地番有道水路について、登記簿から抹消し法定外公共物（無地番の道路・水路）として、換地処分した事例」

島根県土地改良事業団体連合会 水土里推進グループ サブリーダー 長田祐二

換地関係異議紛争処理事例発表 (2)

「相続人全員が相続放棄した現地確認不能地について、所有者不明土地管理人を選任し換地処分登記を行うこととした事例」

香川県土地改良事業団体連合会 事業課 課長補佐 島田千尋

〈第二日目〉

換地業務に関する意見交換

意見交換テーマ「所有者不明農地への対応について」

中央換地センター報告

全国土地改良事業団体連合会 中央換地センター 主査 平木 琢



小笠原所長主催者挨拶



研修会の様子

お知らせ

「多面的機能支払中国四国シンポジウム in えひめ」 開催のご案内

中国四国各県で多面的機能支払交付金制度に取り組まれている活動組織および、国、県、市町村職員等が一堂に会し、優良な活動やユニークな活動など様々な事例の共有を通じて、制度や取り組みの充実、よりよい活動への発展を目指し、下記日程によりシンポジウムを開催しますので、土地改良区、活動組織等多くの皆様のご参加をお待ちしております。

なお、参加申し込みは11月の開始を予定しておりますので、お近くの市町までお問い合わせください。



令和6年度 島根開催時

日 時：令和8年2月12日(木) 13:30～16:30
場 所：松山市立子規記念博物館4階講堂
(松山市道後公園1-30)
主 催：愛媛県多面的機能支払推進協議会
共 催：農林水産省中国四国農政局
プログラム：基調講演
中国四国農政局長表彰
事例発表
パネルディスカッション
申 込 先：各市町の担当課



第33回

えひめ 農業農村整備事業 写真コンテスト



作品募集



応募
期間

2025 2026
10/1 (水) ▶ 5/29 (金)

テーマ

- ・農業や農村の生活・習慣、または土地改良施設等に関すること全般
- ・地域に根ざした農業農村に関わる伝統文化やユニークな地域活動風景等
- ・土地改良施設のある農村風景等
- ・ほ場整備（区画整理）、農業用水路、農道等の農業農村整備事業の実施事例等
- ・農業農村整備事業完了後の営農状況等

応募資格

愛媛県内に在住する方ならプロ・アマ問わずどなたでも応募できます。

応募方法

- ・右の応募メールフォームから、応募してください。
- ・詳細は、写真コンテストページにある募集要領をご確認ください。

【応募先（問い合わせ先）】

〒790-0064 松山市愛光町1-24（県土連ビル）
愛媛県土地改良事業団体連合会 総務部 総務課
TEL：089-927-7000 E-Mail:somu@ehimedoren.or.jp



応募メールフォーム

賞品

- | | |
|--------------|---------------|
| ● 最優秀賞（1点程度） | 副賞：商品券（2万円相当） |
| ● 優秀賞（2点程度） | 副賞：商品券（1万円相当） |
| ● 佳作（5点程度） | 副賞：商品券（5千円相当） |
| ● 特別賞（1点程度） | 副賞：商品券（5千円相当） |



写真コンテストページ

【主催】愛媛県農業農村整備事業推進実行委員会

農家負担金軽減支援対策事業のご案内

～令和7年度に拡充措置が講じられました～

1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】 令和7年度新規

国の補助を受けて実施された土地改良事業等^{*}の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成
^{*}担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

採択要件（1～4のいずれかに該当）

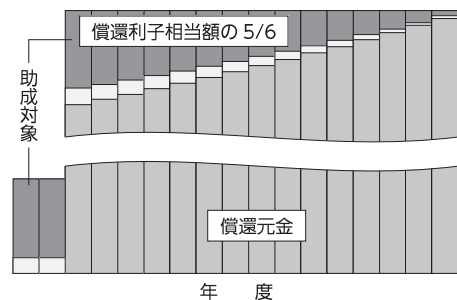
1. 目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採 択 時	目 標
80%未満	10ポイント以上増加 [*]
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

^{*}目標集積率60%未満は採択しない。

2. 目標年度までに、高収益作物^{*}の生産額がおおむね20%以上増加すること。
^{*}高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。
3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。
4. 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。

利子助成のイメージ



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円を6年間（合計3億24百万円）2.05%、17年償還（うち据置2年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

償還利子額	69百万円
△利子助成額	57百万円
実質利子負担額	12百万円

2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採 択 時	目 標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

- （1）受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- （2）農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】、土地改良法に基づく土地改良事業等に利用できる水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】もあります。

お問い合わせは愛媛県土地改良事業団体連合会総務部管理換地課（TEL089-927-7311）まで。

第32回 農業農村整備事業 写真コンテスト 入選作品の紹介



優秀賞「田植えの準備」

撮影場所：大洲市長浜町

撮影者：井上 雄二



佳作「煉瓦造りの樋門」

撮影場所：西条市小松町南川

撮影者：村上 義雄



佳作「みんなでじゃがいも掘り」

撮影場所：宇和島市遊子水荷浦段畑

撮影者：内海 清文

水土里ネット愛媛



豊かな農村環境を保全する



愛媛県土地改良事業団体連合会

本部 松山市愛光町1番24号(県土連ビル)
Tel (089)927-7000(代表) Fax (089)927-7001
ホームページ <http://www.ehimedoren.or.jp>

東予事務所 西条市壬生川111番地1
Tel (0898)76-7255(代表) Fax (0898)76-7257

南予事務所 西予市宇和町卯之町3丁目434番地1
Tel (0894)62-7522(代表) Fax (0894)62-7525

